

平成 30 年 10 月 12 日  
株式会社日本政策金融公庫**「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた  
中小企業者等の皆さまに対する災害復旧貸付及び特別措置の拡充について**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、「平成 30 年北海道胆振東部地震」による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、「災害復旧貸付」(9月6日付)及び「特別措置(災害復旧貸付の利率引下げ)」(9月 28 日付)の取扱いを開始しておりますが、以下のとおり拡充し、10 月 15 日より取扱いを開始します。

**主な拡充内容 (10 月 15 日取扱い開始)****1 災害復旧貸付における対象者の追加**

「北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた方」を追加。

**2 災害復旧貸付におけるご返済期間のうち据置期間の延長**

据置期間を最長 5 年に延長

**3 特別措置(災害復旧貸付の利率引下げ)の対象地域を拡大**

「勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町」から「北海道内全域」に拡大

(注)既にご利用いただいている災害復旧貸付等のお取引についても、ご融資時に遡って今回のご融資条件等の適用をすることが可能です。

日本公庫は、このたびの地震による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

平成 30 年北海道胆振東部地震における災害貸付の主な内容

		拡充後	拡充前
ご利用 いただける方	国民生活事業 中小企業事業	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により直接の被害を受けた事業者の方 <u>(北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた事業者の方を含みます。)</u>	平成 30 年北海道胆振東部地震による災害により直接の被害を受けた事業者の方
	国民生活事業	直接被害を受けた方の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた方	
資金のお使いみち		被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金	
ご融資 限度額	国民生活事業	各融資制度のご融資限度額に 1 災害につき 3 千万円を加えた額	
	中小企業事業	1 億 5 千万円 (別枠)	
ご返済 期間	国民生活事業	【普通貸付】 10 年以内 (うち据置期間 <u>5 年以内</u> )  【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内 (うち据置期間 <u>5 年以内</u> )	【普通貸付】 10 年以内 (うち据置期間 <u>2 年以内</u> )  【特別貸付】 各融資制度に定められたご返済期間内 (うち据置期間は <u>各融資制度に定められた期間内</u> )
	中小企業事業	10 年以内 (運転資金) (うち据置期間 <u>5 年以内</u> ) 15 年以内 (設備資金) (うち据置期間 <u>5 年以内</u> )	10 年以内 (運転資金) (うち据置期間 <u>2 年以内</u> ) 15 年以内 (設備資金) (うち据置期間 <u>2 年以内</u> )
利率(年)		基準利率 (※) ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ※国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合、各制度に定める利率の適用が可能。  ・ ご利用いただける方のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けた方</u>  ・ ご利用いただける方のうち、 <u>北海道内に事業所を有し、当該事業所が平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う停電により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた方 (在庫品又は生産・営業設備の復旧のための資金に限ります。)</u>	基準利率 (※) ただし、次の方には、1,000 万円まで、当初 3 年間は「基準利率-0.9%」を適用 ※国民生活事業にあつては、特別貸付等の融資対象となる場合、各制度に定める利率の適用が可能。  ・ ご利用いただける方のうち、 <u>勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町に事業所を有し、事業所又は主要な事業用資産について全壊等の被害を受けた旨の被害証明書等の発行を受けた方</u>